

個別の指導計画の様式例・記入例について

小・中学校学習指導要領では、「障害のある児童（生徒）などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童（生徒）への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童（生徒）や通級による指導を受ける児童（生徒）については、個々の児童（生徒）の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」とされています。

また、「障害者差別解消法」では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等といった「多様な学びの場」における指導の充実が求められています。

そこで、これまでの個別の指導計画の様式例を一部見直し、児童生徒の多様な障がいの種類や程度に応じた、それぞれの学びの場における指導・支援を想定した、より詳細で実際的な記入例を作成しました。

● 個別の指導計画の新様式例・記入例

- ・ 個別の指導計画〔様式例1〕Word（小・中学校等の通常の学級用）
 - ・ 個別の指導計画【記入例】PDF（小・中学校等の通常の学級用）
 - ・ 個別の指導計画〔様式例2〕Word（小・中学校等の通級指導教室用）
 - ・ 個別の指導計画【記入例】PDF（小・中学校等の通級指導教室用）
 - ・ 個別の指導計画〔様式例3〕Word（小・中学校等の特別支援学級用）
 - ・ 個別の指導計画【記入例】PDF（小・中学校等の特別支援学級用）
- ※ 様式例1及び2は、高等学校でも参考にできる様式です。
※ 様式例2は、通級終了目標及び在籍学級との連携を明示する様式です。

★注意事項

- 様式例は、幼児児童生徒の実態に応じて、形式を作り変えて活用できること。
- 各様式例は、示されている対象学校種・学級種等での作成・活用を意図しているが、他の学校種・学級種等においても、幼児児童生徒の実態に応じて活用できる場合が考えられること。
- 作成及び活用に当たっては、本人（保護者）等の参画が大切であること。
- 個人情報の取扱いは、十分注意すること。特にデータ等は、厳重に管理し、外部電子媒体等への保存は絶対にしないこと。

【個別の教育支援計画とは】

障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、乳幼児期から卒業までの一貫した的確な支援を目的として作成されるもので、家庭、福祉、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関等の連携について書かれた計画のことです。また、合理的配慮の内容を明記することが重要です。

【個別の指導計画とは】

一人一人の障がいの状態に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画のことです。